

平成 27 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 出 雲 充  
(コード番号：2931)  
問 合 せ 先 取 締 役 永 田 暁 彦  
経 営 戦 略 部 長  
(TEL. 03-3453-4907)

### 第 5 回新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### 記

##### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 26 年 1 月 17 日付で第 4 回新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）を発行決議し、当社グループ役職員が一丸となって業績目標の達成に取り組んだ結果、平成 27 年 9 月期連結決算において売上高 59 億円および経常利益 7.2 億円を計上し、平成 25 年 9 月期業績（売上高 20 億円および経常利益 2.6 億円）からの飛躍的な成長を果たすとともに、割り当てられた新株予約権の 100%行使が可能となる業績条件（売上高 50 億円および経常利益 5 億円）を達成いたしました。本新株予約権は、第 4 回新株予約権が当社連結業績の着実な成長に大きく寄与したのを踏まえ、当社グループ役職員の貢献意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して新たに有償にて発行するものであります。

当社は、平成 25 年 11 月 12 日付で「ユーグレナ食品国内売上高 150 億円の達成」と「バイオジェット燃料生産の技術確立」を平成 30 年までに達成する事を掲げた中期経営目標を公表し、その後、直販事業の飛躍的成長により連結売上高を平成 27 年 9 月期に 59 億円まで拡大させ、また平成 27 年 12 月 1 日付で 2020 年に向けて国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化を目指す「国産バイオ燃料計画」を公表するなど、目標実現に向けて着実な進捗を遂げて参りました。本新株予約権の発行は、更なる業績拡大と企業価値・株式価値の向上、並びに中期経営目標の達成と「国産バイオ燃

料計画」の実現に向けて、当社グループ役職員の貢献意欲や士気を高め、また当社グループの結束力をさらに高めることを目的としており、その目的に照らして行使条件が合理的に設計されております。具体的には、「Ⅱ．新株予約権の発行要項 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、あらかじめ定める連結業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となっており、特に 100%行使が可能となるための業績目標（連結売上高 150 億円）は過去の業績推移（平成 27 年 9 月期連結売上高 59 億円）に比して相当程度高い水準に設定しております。更に、当社が新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約書において、当社が製造・供給するバイオジェット燃料を使用した航空機フライトの実現と連動した行使条件（※）をあらかじめ定めております。

（※）発行要項に定める行使条件を全て満たした場合であっても、「国産バイオ燃料計画」で建設予定のバイオジェット・ディーゼル燃料製造実証プラントで製造したバイオジェット燃料を石油由来ジェット燃料に混合して使用した航空機フライトを実現しない限り、割り当てられた新株予約権のうち業績目標達成に連動する条件（発行要項 3. (6) ①）の成就で行使可能となった個数の 50%の個数は行使できないものとします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の数は、発行決議日現在の発行済株式総数 82,335,716 株の 2.6%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、発行要項において業績目標の達成を行使条件とするとともに、割当契約書において当社が製造・供給するバイオジェット燃料を使用したフライトの実現を行使条件とすることがあらかじめ定められており、両行使条件が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点において当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

## Ⅱ．新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

21,870 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,187,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、120 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,791円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式において「新規発行前の1株あたりの時価」とは、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成30年1月1日から平成35年2月5日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 28 年 9 月期または平成 29 年 9 月期のいずれかの期において、当社の売上高および経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高および経常利益（適用される会計基準の変更等により売上高または経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）をいい、以下同様とする。）が下記 (a) 又は (b) に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうちそれぞれ定められた割合までの個数を、当該売上高および経常利益の水準の両方を充たした期の有価証券報告書提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 売上高 125 億円かつ経常利益 5 億円

行使可能割合：60%

(b) 売上高 150 億円かつ経常利益 10 億円

行使可能割合：100%

- ② 新株予約権者は、本新株予約権を行使するためには、その行使の時点まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または当社取締役会が認めたこれに準ずる地位（以下、「従業員等の地位」という。）になければならず、割当を受けた後いっただんでも従業員等の地位でなくなった場合には本新株予約権を行使することができない。ただし、下記 (a) 又は (b) に該当する場合はこの限りではない。

(a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合

(b) 新株予約権者が従業員等の地位にあるかこれを喪失してから 30 日以内に死亡した場合であり、かつ、新株予約権者の相続人または受遺者により、新株予約権者が死亡してから 12 ヶ月以内に権利行使される場合

- ③ 新株予約権者は、従業員等の地位にある場合であっても、故意に当社または当社の関係会社における内部規律に違反した場合、不正行為により当社または当社の関係会社に対して損害を与えた場合、または営業秘密の漏洩その他の故意または重過失による当社または当社の関係会社に対する義務違反があった場合は、本新株予約権を行使できない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 2 月 5 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当を受けた者が、上記 3.（6）により、新株予約権の全部または一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、権利行使できなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する、行使されていない本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

##### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### （5）新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

##### （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

##### （7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年2月26日

9. 申込期日

平成28年1月20日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社子会社の取締役及び従業員 187名 21,870個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ公表時の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以上